

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 12 日 (火) 第 473 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 5
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 8
- 興行場法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 12
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 14
- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 15
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 21

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第52号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和33年鹿児島県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第4項中「第2条の4第1項」を「第2条の5第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第2条の2第2項第2号」を「第2条の3第2項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第2条の2第1項の届出書は、クリーニング所(無店舗取次店)営業譲渡承継届出書(別記第6号様式の2の2)とする。

別記第2号様式中

「 クリーニング所開設届及び構造設備検査申請書

	開設検査確認済番号		号		交付年月日		年 月 日
受 付 欄	収入証紙貼付欄						受 付 印
	所 長	次 長	主管課長	係 長	係	添付書類確認	

を

「 クリーニング所開設届及び構造設備検査申請書

収入証紙

貼 付 欄

開設検査確認済番号	号	交付年月日	年 月 日
-----------	---	-------	-------

に、

- 「
- 2 他にクリーニング所を有している者は、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を書いた書類
 - 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
 - 4 省令第 1 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、「種別」, 「法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物について」, 「クリーニング師及び他の従事者」及び「クリーニング所の構造及び設備」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 」

を

- 「
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類
 - 3 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類
 - 4 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
- 」

に

改める。

別記第 2 号様式の 2 中

「

	届出済証番号		号			交付年月日	年 月 日
受付欄	所 長	次 長	主管課長	係 長	係	添付書類確認	受 付 印

」

を

「

	届出済証番号		号			交付年月日	年 月 日
--	--------	--	---	--	--	-------	-------

」

に、

- 「
- 1 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従業者数及び従事者数中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類
 - 2 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従業者数並びに従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類
 - 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
 - 4 省令第 1 条の 3 第 2 項ただし書の規定により、「業務用車両」の「構造の概要」, 「営業区域」, 「従事者数」, 「クリーニング師及び他の従事者」及び「法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物について」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 」

を

- 「
- 1 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類
 - 2 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従
- 」

に

事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類
3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し

改める。

別記第 6 号様式の 2 の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号 様 式 の 2 の 2 (第 4 条 の 2 関 係)

ク リ ー ニ ン グ 所 (無 店 舗 取 次 店) 営 業 譲 渡 承 継 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

届 出 者 氏 名
(法 人 に あ つ て は , 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)

営 業 の 譲 渡 に よ る 営 業 者 の 地 位 の 承 継 が あ つ た の で , ク リ ー ニ ン グ 業 法 第 5 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ り , 届 け 出 ます。

ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店	名 称	
	所 在 地 又 是 業 務 用 車 両 の 保 管 場 所	(電 話 ー)
	業 務 用 車 両 の 自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
届 出 者	氏 名 又 是 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	住 所 又 是 所 在 地	(電 話 ー)
	生 年 月 日	年 月 日
譲 渡 人	氏 名 又 是 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
	住 所 又 是 所 在 地	
譲 渡 の 年 月 日		

添 付 書 類

- ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 検 査 確 認 済 の 証 又 是 無 店 舗 取 次 店 営 業 届 出 済 証
- 営 業 の 譲 渡 が 行 わ れ た こ と を 証 す る 書 類
- 届 出 者 が 他 に ク リ ー ニ ン グ 所 を 開 設 し て い る 場 合 は , ク リ ー ニ ン グ 所 ご と に , 名 称 , 所 在 地 , 従 事 者 数 及 び 従 事 者 中 に ク リ ー ニ ン グ 師 の あ る と き は , そ の 氏 名 を 記 載 し た 書 類
- 届 出 者 が 他 に 無 店 舗 取 次 店 を 営 ん で い る 場 合 は , 無 店 舗 取 次 店 ご と に , 名 称 , 業 務 用 車 両 の 保 管 場 所 及 び 自 動 車 登 録 番 号 若 し く は 車 両 番 号 , 従 事 者 数 並 び に 従 事 者 中 に ク リ ー ニ ン グ 師 の あ る と き は , そ の 氏 名 を 記 載 し た 書 類
- 届 出 者 が 法 人 で あ る と き は , 定 款 又 是 寄 附 行 為 の 写 し

別記第 6 号様式の 3 中

- 「 3 相続人が 2 人以上あるときは、クリーニング所（無店舗取次店）相続承継同意書（別記第 6 号様式の 4）」を
- 「 3 相続人が 2 人以上あるときは、クリーニング所（無店舗取次店）相続承継同意書（別記第 6 号様式の 4）」
- 4 届出者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類 に
- 5 届出者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類 」

改める。

別記第 6 号様式の 5 中

- 「 2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書 」を
- 「 2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書 」
- 3 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類 に
- 4 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類 」

改める。

別記第 6 号様式の 6 中

- 「 2 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 」を
- 「 2 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 」
- 3 営業者が他にクリーニング所を開設している場合は、クリーニング所ごとに、名称、所在地、従事者数及び従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類 に
- 4 営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合は、無店舗取次店ごとに、名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師のあるときは、その氏名を記載した書類 」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 53 号

鹿児島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県公衆浴場法施行細則（昭和 44 年鹿児島県規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 5 号を削る。

第 2 条の 2 第 1 項中「規定により」の次に「、浴場業の譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は公衆浴場営業譲渡承継届（別記第 1 号様式の 2）を」を加える。

別記第 1 号様式中

- 「 4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 5 公衆浴場法施行規則第 1 条ただし書の規定により、「管理人」、「公衆浴場の種類」、「施設の概要」、「入浴料金の額」及び「異性の入浴者に接触する役務の提 を

供の有無」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合は、浴場業を譲り受けたことを証する書類

「4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し」に改め、同様式（注）2中「鹿児島県公衆浴場施行条例第2項第3号」を「鹿児島県公衆浴場法施行条例第2条第2項第3号」に改める。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第2条の2関係）

公衆浴場営業譲渡承継届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記のとおり浴場業の譲渡による営業者の地位の承継があつたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
	営業許可年月日	
届出者 (法人にあつては括弧内の事項について記入すること。)	(法人の名称)	
	(事務所所在地)	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	(代表者の氏名)	
譲渡人 (法人にあつては括弧内の事項について記入すること。)	(法人の名称)	
	(事務所所在地)	
	住 所	
	氏 名	
	(代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

(添付書類)

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第54号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和45年鹿児島県規則第85号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条の 2 第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 3 条の 3 第 1 項」を「第 3 条の 4 第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 3 条の 2 第 1 項の規定により旅館業の譲渡による営業の承継の承認を受けようとする者は、旅館業営業譲渡承継承認申請書（別記第 1 号様式の 2）を知事に提出しなければならない。

- 第 3 条第 3 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定により」を「第 3 条の 4 第 1 項の規定により相続による」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 3 条の 2 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、法第 3 条の 2 第 1 項の規定により旅館業の譲渡による営業の承継の承認をしたときは、旅館業営業譲渡承継承認書（別記第 6 号様式の 2）を申請者に交付しなければならない。

第 4 条第 3 項中「第 3 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

別記第 1 号様式中

<p>8 旅館業法施行規則第 1 条第 1 項ただし書の規定により、「3 営業の種別」， 「4 営業施設が旅館業法施行規則第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当することの有無」及び「5 営業施設の構造設備の概要」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>9 その他知事が必要と認める書類</p>
--

を

<p>8 その他知事が必要と認める書類</p>

に改める。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 号 様 式 の 2 (第 2 条 の 2 関 係)

旅 館 業 営 業 譲 渡 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

譲 受 人 氏 名

譲 渡 人 氏 名

下 記 の と お り 譲 渡 に よ る 旅 館 業 の 営 業 の 承 継 を し た い の で、 旅 館 業 法 第 3 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 申 請 し ま す。

記

営 業 施 設	名 称		
	所 在 地		
	許 可 番 号		
譲 受 人 〔法人にあつては括弧内の事項について記入すること。〕	(法人の名称)		
	住 所 (事務所所在地)		
	氏 名		
	(代表者の氏名)		
	生 年 月 日	年	月
譲 渡 人 〔法人にあつては括弧内の事項について記入すること。〕	(法人の名称)		
	住 所 (事務所所在地)		
	氏 名		
	(代表者の氏名)		
譲 渡 の 予 定 年 月 日	年	月	日
法 第 3 条 第 2 項 各 号 関 係	該 当 の 有 無	該 当 す る 場 合 の 内 容	
	有 ・ 無		
最 寄 り の 学 校 名、 児 童 福 祉 施 設 名 又 は 条 例 第 2 条 各 号 に 該 当 す る 施 設 名 及 び こ れ ら の 施 設 か ら の 距 離 (150メートル以内の施設に限る。)			
(添付書類)			
1 旅 館 業 の 譲 渡 を 証 す る 書 類			
2 譲 受 人 が 法 人 の 場 合 に あ つ て は、 譲 受 人 の 定 款 又 は 寄 附 行 為 の 写 し 及 び 役 員 の 名 簿 (代 表 者 を 含 む 役 員 の 住 所、 本 籍、 氏 名、 生 年 月 日 及 び 役 職 を 記 載 し た も の)			
3 営 業 施 設 を 中 心 と し た 周 囲 150メートル以内の見取図			
4 そ の 他 知 事 が 必 要 と 認 め る 書 類			

別記第2号様式及び別記第2号様式の2中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

別記第3号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に、「条例各号」を「条例第2条各号」に改める。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第 6 号 様 式 の 2 (第 3 条 関 係)

第 号

旅 館 業 営 業 譲 渡 承 継 承 認 書

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 旅 館 業 の 営 業 の 承 継 に つ い て は , 旅 館 業 法 第 3 条 の 2 の 規 定 に よ り , 下 記 の と お り 承 認 し ま す 。

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事

記

- 1 営 業 者 の 地 位 を 承 継 す る 者 (法 人 に あ っ て は , 括 弧 内 の 事 項 に つ い て 記 入 す る こ と 。)
住 所 (事 務 所 所 在 地)
氏 名 (法 人 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)
- 2 営 業 施 設 の 名 称
- 3 営 業 施 設 の 所 在 地
- 4 条 件

別記第 7 号様式及び別記第 7 号様式の 2 中「第 3 条の 2」を「第 3 条の 3」に改める。
別記第 8 号様式中「第 3 条の 3」を「第 3 条の 4」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の旅館業法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 55 号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和 59 年鹿児島県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書及び同条第 7 号を削る。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第 2 条の 2 第 2 項の興行場営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業譲渡承継届出書（別記第 1 号様式の 2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

別記第 1 号様式中

「6 法人にあつては、登記事項証明書

7 興行場法施行細則第 2 条ただし書の規定により、添付書類 4 及び 5 のうち、その内容に変更がない書類の添付を省略する場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

「6 法人にあつては、登記事項証明書

改める。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式の2（第3条関係）

興行場営業譲渡承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり興行場営業の譲渡による営業者の地位の承継があつたので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

興 行 場	名 称	
	所 在 地	
	営 業 許 可 年 月 日	年 月 日
届 出 者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	生 年 月 日	年 月 日
譲 渡 人	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
譲 渡 の 年 月 日		

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の興行場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第56号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 4 年鹿児島県規則第18号）
の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式中「相続（合併・分割）により承継」を「承継（譲渡・相続・合併・分割）」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 57 号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則
(理容師法施行細則の一部改正)

第 1 条 理容師法施行細則(平成10年鹿児島県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 の 表 中

「	法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出	理容所廃止届出書(別記第3号様式)	を に
	法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出	理容所廃止届出書(別記第3号様式)	
」	法第11条の3第2項の規定による営業の譲渡による地位の承継の届出	理容所営業譲渡承継届出書(別記第3号様式の2)	」

改める。

第 7 条 第 2 項 中 「前項の申請書」を「同項の申請書」に改める。

別記第1号様式中

理容所開設届及び構造設備検査申請書						開 設 検 査 確 認 済 番 号	号
						交 付 年 月 日	年 月 日
受 付 欄	収 入 証 紙 貼 付 欄						受 付 印
	所 長			係 長	係	添 付 書 類 確 認	

を

理容所開設届及び構造設備検査申請書						開 設 検 査 確 認 済 番 号	号
						交 付 年 月 日	年 月 日
						収 入 証 紙 貼 付 欄	

に,

「 従
事
者 」

を

「 従
業
者 」

に,

「	5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し	を
	6 施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類	
」	5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し	に

改め、同様式注中2及び3を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第2条関係）

理容所営業譲渡承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

理容所営業の譲渡による開設者の地位の承継があつたので、理容師法第11条の3第2項の規定により、届け出ます。

理 容 所	名 称	
	所 在 地	(電話)
届 出 者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地) (電話)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
譲 渡 人	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
譲 渡 の 年 月 日	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 理容所開設検査確認済の証
- 2 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 3 届出者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 4 届出者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し

別記第 8 号様式中

「 (第 1 紙)

出張理容届出 済番号		号	消毒設備等検 査確認済番号	号						
出張理容届 (及び出張理容消毒設備等検査申請書)		交付年月日	年月日	交付年月日						
受 付 欄	収入証紙貼付欄					受付印				
	所	長	次	長	主管課長		係	長	係	添付書類確認

」

を

「 (第 1 紙)

					収入証紙 貼付欄
出張理容届出 済番号		号	消毒設備等検 査確認済番号	号	
出張理容届 (及び出張理容消毒設備等検査申請書)		交付年月日	年月日	交付年月日	

」

に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第 2 条 美容師法施行細則 (平成 10 年鹿児島県規則第 47 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

法第 11 条第 2 項の規定による美容所の廃止の届出	美容所廃止届出書 (別記第 3 号様式)	を に
法第 11 条第 2 項の規定による美容所の廃止の届出	美容所廃止届出書 (別記第 3 号様式)	
法第 12 条の 2 第 2 項の規定による営業の譲渡による地位の承継の届出	美容所営業譲渡承継届出書 (別記第 3 号様式の 2)	

改める。

第 7 条第 2 項中「前項の申請書」を「同項の申請書」に改める。

別記第 1 号様式中

「

美容所開設届及び構造設備検査申請書		開設検査 確認済番号	号					
		交付年月日	年月日					
受 付 欄	収入証紙貼付欄					受付印		
	所	長		係	長		係	添付書類確認

」

を

「

					収入証紙 貼付欄
美容所開設届及び構造設備検査申請書		開設検査 確認済番号	号		
		交付年月日	年月日		

」

に、 「 従 事 」 を 「 従 業 」 に、

者

者

「 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
6 施行規則第 19 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定
の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類 」 を

「 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し 」 に

改め、同様式注中 2 及び 3 を削り、同様式注 1 を同様式注とする。

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第3号様式の2（第2条関係）

美容所営業譲渡承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

美容所営業の譲渡による開設者の地位の承継があつたので、美容師法第12条の2第2項の規定により、届け出ます。

美 容 所	名 称	
	所 在 地	(電話)
届 出 者	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地) (電話)
	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
譲 渡 人	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
譲 渡 人	氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	譲 渡 の 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 美容所開設検査確認済の証
- 2 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 3 届出者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 4 届出者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し

別記第 8 号様式中

「 (第 1 紙)

出張美容届出 済番号		号	消毒設備等検 査確認済番号	号			
出張美容届 (及び出張美容消毒設備等検査申請書)		交付年月日	年 月 日	交付年月日 年 月 日			
受 付 欄	収 入 証 紙 貼 付 欄					受付印	
	所 長	次 長	主 管 課 長	係 長	係		添付書類確認

」

を

「 (第 1 紙)

					収 入 証 紙 貼 付 欄
出張美容届出 済番号		号	消毒設備等検 査確認済番号	号	
出張美容届 (及び出張美容消毒設備等検査申請書)		交付年月日	年 月 日	交付年月日 年 月 日	

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の理容師法施行細則又は第 2 条の規定による改正前の美容師法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第58号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和 3 年鹿児島県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第11条中「省令」の次に「第67条の 2 第 1 項,」を加える。

第15条中「戸籍法」の次に「（昭和22年法律第224号）」を加える。

別記第 4 号様式中「令」を「政令」に、

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨	

を

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

別記第 6 号様式中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

別記第 7 号様式を次のように改める。

第 7 号 様 式 (第 11 条 関 係)

年 月 日

整理番号：

※申請者，届出者による記載は不要です。

鹿児島県知事 殿

地位承継届

下記のとおり，許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので，食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項において準用する同法第56条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って，原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は，次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合，申請等の情報は，国の事務に必要な限度において，輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては，所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては，その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	(ふりがな)		
	譲渡した者の氏名 (法人にあっては その名称及び代表者の氏名)		
	譲渡した者の住所 (法人にあってはその所在地)		
譲渡年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。)		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	(ふりがな)		
	被相続人の氏名		
	被相続人の住所		
相続開始年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合)		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	(ふりがな)		
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		
	合併により消滅した法人の所在地		
合併年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	(ふりがな)		
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		
	分割前の法人の所在地		
分割年月日	年 月 日		
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地（自動車において営業する場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称，屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地（自動車において営業する場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称，屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地（自動車において営業する場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称，屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

別記第8号様式及び別記第9号様式中「令」を「政令」に、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

別記第10号様式中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

別記第11号様式中「62℃」を「63℃」に、「部分脱脂乳」を「低脂肪牛乳」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の食品衛生法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。